

業務仕様書

1 業務名

半導体関連産業集積に向けた予備調査検討業務

2 業務の目的

北海道内での次世代半導体製造拠点（以下、「半導体製造拠点」）の立地に伴い、札幌市にもたらされると想定しうる影響や効果について調査分析するとともに、これを好機と捉え、産業基盤の強靱化及び地域経済の発展につなげていくために本市が取り組むべき政策の方向性について検討するための基礎資料を作成することを目的とするものである。

3 業務の内容

(1) 札幌市内における半導体関連産業の現状の把握

札幌市内に立地する半導体関連企業の情報を整理するとともに、現状や課題等を把握する。

- ・市内に本社又は事業所・研究所等を有する半導体関連企業を調査の対象とすること。なお、関連企業には、半導体の組立・製造のみならず、一連の製造工程を支える企業を含めるものとする。
- ・企業情報は、分野ごとに企業名、所在地、従業員数、採用状況、売上高、製品・サービス情報、仕入先・供給先、その他必要な情報を一覧表としてまとめること。
- ・下記(3)(4)を行うにあたり、核となり得る企業あるいは札幌市が今後連携を図るべきと考え得る企業に対しては、直接ヒアリングにより現状・課題等を把握するとともに、本市との関係構築に協力すること。
- ・具体的な調査及びヒアリング対象企業、企業情報項目、ヒアリング内容などは委託者と協議のうえ決定すること。

(2) 半導体製造拠点の立地に伴う関係機関の動向の把握

千歳市での半導体製造拠点立地に伴う国、北海道、周辺自治体、大学等の教育研究機関などの関係機関、その他本業務の目的を達成するために受託者が必要と判断する機関等における取組について、情報の収集及び整理を行う。

- ・関係機関における取組は、都度動きがあることに留意し最新の情報をとりまとめること。

(3) 半導体製造拠点の立地に伴う札幌市への影響・効果の調査分析

千歳市での半導体製造拠点立地に伴い、札幌市にもたらされると想定しうる又は期待できる影響や効果について、多角的に調査分析を行う。

- ・工場や設備等の直接投資によるものにとどまらず、周辺産業も含めた雇用、

住宅・教育環境、インフラなど多角的な視点をもって調査分析を行うこと。

・短期視点と中長期視点に分類し、双方について調査分析を行うこと。

(4) 札幌市が取り組むべき政策の方向性についての検討

ア 札幌市の強みと課題の分析

半導体製造拠点の立地を契機として札幌市が取り組むべき政策の方向性を検討するにあたり、強みとなる要素や可能性について多角的な視点から分析するとともに、課題や障壁となりうる事項について整理する。

イ 札幌市が取り組むべき政策の方向性の検討

上記(1)(2)及び(3)アの調査分析や国内外の潮流、本市の特性等を踏まえ、産業基盤の強靱化及び地域経済の発展につなげていくために札幌市が取り組むべき政策の方向性について検討する。

・国や北海道、近隣自治体等が策定するビジョンや取組の方向性等を踏まえて検討すること。

(5) 調査結果のとりまとめ

上記(1)～(4)の調査分析・検討結果について、調査報告書として纏め、電子データにより提出する。

4 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

ただし、令和5年12月末までを目安に中間報告を求めることがある。

5 その他特記事項

- (1) 受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。
- (2) 業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。
- (3) 本業務実施報告については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。
- (4) 受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条

に規定する権利を含む。)を、譲渡するものとする。

- (5) 受託者は、本著作物に関する著作権人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (6) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (7) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。